

「こうち農商工連携基金事業」募集のお知らせ

公益財団法人高知県産業振興センターでは、県内の農林漁業者等と中小企業者が連携して行う新商品やサービス等の開発・販路開拓、人材養成の取り組みを支援する助成事業の募集（平成28年度第2回）を開始します。地域産業の活性化や中小企業者の振興に繋がる商品開発等の提案をお待ちしております。

1. 募集事業

事業名	農商工連携事業化支援事業	農商工連携新商品等開発推進事業	農商工連携販路拡大等支援事業
内容	農林水産資源を活用した、より付加価値の高い競争力のある製品作りやブランド化等の取組に対する助成	農林水産資源を活用した、農商工が連携した新商品等開発の取組に対する助成	農林水産資源を活用した製品の更なる付加価値向上のための改良や展示会出展等の取組に対する助成
助成対象者	ア. 創業を行う者または経営の革新を行う県内の中小企業者と農林漁業者の連携体 イ. 自ら事業を行うNPO等の県内の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体	ア. 創業を行う者または経営の革新を行う県内の中小企業者及びそれを含むグループと県内農林漁業者の連携体 イ. 自ら事業を行うNPO等の県内の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体 ※ただし、ア、イ、共に大学、試験研究機関等を含むものとする	ア. 創業を行う者または経営の革新を行う県内の中小企業者と農林漁業者の連携体 イ. 自ら事業を行うNPO等の県内の中小企業以外の者と農林漁業者との連携体
助成期間	3年以内	3年以内	1年以内
助成率	2/3以内	2/3以内（中小企業者等、その他の事業者） 10/10（大学・試験研究機関等）	2/3以内
助成限度額	5,000千円	10,000千円	2,000千円
採択方法	審査会による審査を経て決定		
	1. 中小企業者と農林漁業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用すること 2. 事業により新商品もしくは新役務の開発、生産又は需要の開発が実現すること 3. 中小企業の経営の向上かつ農林漁業者の農林漁業経営の改善が実現すること （1）中小企業及び農林漁業者いずれも付加価値額が3年で3%以上向上すること（従業員1人あたり付加価値額でも可） ※付加価値額＝営業利益＋人件費（福利厚生費等を含む）＋減価償却費 （2）中小企業及び農林漁業者いずれも、計画した事業に係る売上高が3年で3%以上向上すること		1. 連携体の農林漁業者及び中小企業者等が、互いに事業に参加するとともに、助成対象となる経費を負担すること 2. 連携体の農林漁業者及び中小企業者のどちらか一方が助成対象となる経費を負担する場合は、連携体の生産活動等に活用できるように、助成事業で得られる情報等を共有すること

※詳しい助成対象経費については、裏面をご覧ください。

2. 募集期間

平成28年7月12日（火）～8月25日（木）17時必着

○申請書を当センターのHPからダウンロードできます。添付書類とともに郵送で応募してください

○詳しい内容及び応募方法等はHPをご覧ください、下記担当者にお問い合わせください

お問合せ先：公益財団法人高知県産業振興センター
産業連携推進部 産業連携課
植田・會澤

TEL：088-845-6600 FAX：088-846-2556

・HPの場合は、（公財）高知県産業振興センター（<http://www.jcho-kochi.or.jp>）「支援メニュー」－「補助金・助成金」より「こうち農商工連携基金事業」のページをご覧ください。

農林水産資源を活用した新商品開発や展示会出展等に 要する費用を助成します

～ 「こうち農商工連携基金事業」 募集 ～

詳しい助成対象経費は下記の通りです。

	農商工連携事業化支援事業	農商工連携 新商品等開発推進事業	農商工連携 販路拡大等支援事業	
助成対象経費	新事業 動向等 調査事 業	新商品・ 新技術・ 新役務 開発支 援事 業	既存 製品 改良 事業	
	新商 品・新 技術・ 新役務 開発事 業			展示 会等 出展 事業
	販路開 拓事業			
	人材養 成事業			
・謝金（専門家謝金等） ・旅費（専門家旅費、職員旅費等） ・庁費（印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、雑役務費、消耗品費等） ・委託費	・装置・備品費 （汎用性のない機械装置で50万円を超えないもの等） ・光熱水費 （他のものと明確に区別できる場合のみ） ・消耗品費 （資材、部品等） ・旅費・交通費 ・会議費 （講師謝金、会場借上費等） ・委託費 ・特許関連費 （当該事業で生じたもののみ） ・使用料・賃借料 （施設、機器等の借り上げ等）	・謝金（専門家謝金等） ・旅費（専門家旅費、職員旅費等） ・改良事業費 （原材料費、外注費、技術コンサルタント料等） ・庁費 （印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、雑役務費、消耗品費等） ・委託費		
・謝金（専門家謝金等） ・旅費（専門家旅費、職員旅費等） ・庁費（印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、ホームページ作成費等） ・委託費	・謝金（専門家謝金等） ・旅費（専門家旅費、職員旅費等） ・庁費（印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、受講料等） ・委託費	・謝金（専門家謝金等） ・旅費（専門家旅費、職員旅費等） ・庁費（印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、ホームページ作成費等） ・委託費		



農林漁業者

栽培技術等

中小企業者

ビジネスノウハウ等

連携

新しい商品や
サービスの
提供等

- 新たな市場の創出
- 農林漁業、中小企業の経営向上
- 地域の雇用、就業機会の拡大

※農商工連携とは、農林漁業者と商工業者等とが通常の商取引関係（材料提供）を超えて協力し、経営資源等（既存設備、技術、販売経路等）、お互いの強みを活かすことで、売れる新商品等の開発、販路開拓等により、相乗効果を図ることを指します。

その他、詳しくは

（公財）高知県産業振興センター（<http://www.joho-kochi.or.jp>）

「支援メニュー」－「補助金・助成金」より「こうち農商工連携基金事業」

のページをご覧ください